

# 第9回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成24年3月7日

上富良野町農業委員会

## 第9回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年3月7日(水) 午後1時30分から午後3時47分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員 なし

5 遅参委員 12番 青地 修

6 議事日程

- |      |       |  |
|------|-------|--|
| 日程第2 | 報告第1号 | 農地法第5条の諮問の答申について                                     |
| 日程第3 | 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                               |
| 日程第4 | 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について<br>(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限) |
| 日程第5 | 諮問第1号 | 農用地利用集積計画の作成について                                     |
| 日程第6 | 諮問第2号 | 農用地利用集積計画の作成について<br>(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)       |
| 日程第7 | 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                              |
| 日程第8 | 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                 |
| 日程第9 | 議案第3号 | 上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の土地の<br>制定について                |

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主任	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

### 開会の宣言

局長 只今より第9回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
8番 杉本 隆一 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。  
ただいまの出席委員は、12名であります。  
定数に達しておりますので、これより第9回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名は、会議規則第13条第2項により議長において、3番 白井 一宏 君、 4番 一色 悟 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 「報告第1号朗読」

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第2号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった貸主 ○○○○、借主 ○○○○ ほか8件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により  
○番 ○○ 委員の退席を求めます。

(○○ 委員 退席)

事務局より、報告第3号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 報告第3号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった貸主 ○○○○、借主 ○○○○について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第3号について、発言はありますか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第3号を終わります。  
○番 ○○ 委員の退席を解きます。

(○○ 委員 着席)

議 長

日程第5 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

事務局より、諮問第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合 外8組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権9件、賃貸借権14件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成24年3月7日提出 上富良野町長 向山 富夫。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長

諮問第1号 所10番・11番、賃3番・5番について、提案に関する補足説明をお願いします。 5番 館尾 委員。

館尾委員

2月7日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が役場会議室で開かれ、売買2件、賃貸借2件の利用集積が成立いたしました。

所有権移転の10番・11番、出し手の〇〇〇〇さん、高齢による離農と本人の体調不良がありまして、この先農業を続けることが難しいということで出されたと伺っております。

所有権移転の10番、受け手の〇〇〇〇さんにつきましては、〇〇の〇〇〇〇地区で農業をされており、規模拡大ということです。受ける土地の所在地ですが、道々〇〇線沿いの〇〇さんの自宅周辺の道々〇〇を〇〇〇に向かう道路沿いの両側にある農地です。価格は、水田については、10a当たり10万円、畑につきましては、10a当たり12万円という金額になっております。

所有権移転11番について、〇〇の〇〇〇、〇〇〇入り口の反対側の高台にある農地ですが、〇〇〇〇さんが受けられまして、こちらも規模拡大ということでありまして。所有権の移転になった土地は、自宅から1kmくらい、〇〇〇〇の山の上のほうに向かって行く途中に左手に9haほどの一面の畑が売買となっております。斡旋価格は、10a当たり10万円となっております。

つづきまして、賃貸借の3番・5番です。

賃3番は、〇〇〇〇さんと継続して〇〇〇〇さんが賃貸借をするものです。場所は、〇〇〇の道路沿い、それと山手の部分の数か所に分かれています。賃貸料は、10a当たり3千5百円となっております。

賃5番につきましても、〇〇〇さんが賃借の継続ということです。  
この農地につきましても、〇〇〇道路沿いの奥のほうに5か所に点在しています。価格は、10a当たり3千5百円ということで設定しています。  
以上です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所10番・11番、賃3番・5番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所10番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、所11番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃3番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。





議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所 1 2 番・1 3 番・1 4 番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所 1 2 番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、所 1 3 番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、所 1 4 番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

諮問第1号 所16番、賃8番・9番・10番・11番・16番・17番について、提案に関する補足説明をお願いします。

7番 井村昭次 委員。

井村昭次委員

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月14日に役場会議室で開かれ、売買1件、賃貸4件の利用集積が成立いたしました。所16番、出し手の〇〇〇〇さん、離農して賃貸しています。受け手の〇〇〇〇さん、昨年経営を引き継いでいて、今まで借りていた農地を取得することになりました。所在地は、西〇線道路沿いで、北〇〇号西道路と〇〇支線道路の合流点付近です。「ペンション〇〇〇〇」がありますが、そこを境にして〇〇側に位置するところです。

価格につきましては、10a当たり8万5千円ということです。

次に、賃8番・9番・10番について、出し手は〇〇〇〇さん賃貸借期間満了による再処分ということです。所在地は、北〇〇号と北〇〇号の間で西〇線道路の東に面している農地です。

賃8番、受け手は〇〇〇〇さん、賃借の継続ということです。価格は、10a当たり4千円です。

賃9番、受け手が〇〇〇〇さん賃借の継続ということで、10a当たり2千9百円です。

賃10番、受け手が〇〇〇〇さん賃借の継続ということで、10a当たり4千円です。

賃11番、出し手が〇〇〇〇さんで賃貸借期間満了による再処分ということです。受け手が、〇〇〇〇さん賃借の継続ということです。所在地につきましては、西〇線道路の北側に接して、北〇〇号西道路の間にある農地で、10a当たり4千円です。

つづきまして、賃16番、17番について説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月23日に役場会議室において開かれ、賃貸2件の利用集積が成立いたしました。

賃16番、出し手が〇〇〇〇さん賃貸借期間満了による再処分です。

受け手は、〇〇〇〇さん賃借の継続ということです。

所在地は、〇〇〇〇番1、2、3、4の4筆は、北〇〇号と北〇〇号の間で西8線道路の東にあり、価格は10a当たり3千円です。

もう一つは、〇〇〇〇番1、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の3筆は、〇〇支線道路沿いで、「ペンション〇〇〇〇」の南に面している農地で、10a当たり4千円ということです。

賃17番、出し手が〇〇〇〇さん賃貸借期間満了による再処分です。

受け手は、〇〇〇〇さん賃借の継続ということです。

所在地は、道々〇〇〇〇〇〇線の〇〇さん自宅周辺、〇〇〇〇〇〇〇〇の真向かいです。価格は、10a当たり4千円です。以上です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所16番、賃8番・9番・10番・11番・16番・17番の  
質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所16番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃8番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃9番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃10番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃11番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃16番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃17番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所17番、賃13番について、提案に関する補足説明をお願いします。10番 石橋 委員。

石橋委員 ○○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月15日に○○○○○○○○で開かれ、売買1件、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。所17番、出し手が○○○○さん、数年前から高齢、一人住まいということで、受け手の○○○○さんに賃貸をしていた物件です。所在地が、東○線道路沿いで○○○○との境になります。大変、整備された土地で10a当たり19万円で○○さんと売買が成立いたしました。

次が、賃13番です。出し手が、○○○○さん、受け手が○○○○さんです。賃貸借期間満了ということで、○○さんが継続して借りていただけるということで成立しております。所在が、北○○号と北○○号の間、東○○線道路の東側の緩やかな斜面というところです。価格は、10a当たり4千円ということになっております。よろしく願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所17番、賃13番の質疑に入ります。  
「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所17番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃13番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所19番、賃18番について、提案に関する補足説明をお願いします。6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 ○○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月24日に役場会議室で開かれ、売買1件、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。戸別に説明いたしますと、所19番、出し手の○○○○さんは高齢による規模縮小ということです。受け手が○○○○さん、経営規模の拡大ということで受けられました。所在地ですが、東○線道路沿いで○○宅の北側に位置するところで、住宅の裏です。価格は、地目は田ですが現況は畑ということで10a当たり12万円で成立いたしました。

つづいて、賃18番、出し手が○○○○さん、賃貸借期間満了による再処分ということで、受け手の○○○さんが賃借の継続をすることになりました。所在地は、東○線道路と北○○号道路が交差する○○○公園○○への○○○付近です。価格は、10a当たり2千円で成立いたしました。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所19番、賃18番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所19番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、賃18番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃2番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
事務局長。

事務局長 ○○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月6日に、  
○○○○○で開かれ、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。  
賃2番、出し手の○○○○○さん、賃貸借期間満了による再処分です。  
受け手は、○○○○○さんで賃借をしていましたが、今回も継続して賃借を  
することになり成立しました。所在地は、東○線と東○線の間で○○と  
○○をつなぐ北○○号道路に面しています。価格は、10a当たり8千円  
でございます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、賃2番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、賃2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃6番・7番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
3番 白井 委員。

白井委員 ○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月14日に役場会議室  
で開かれ、賃貸借2件の利用集積が成立いたしました。  
農地の所在地ですが、賃6番と賃7番の図面は分かれています、地続き  
の農地です。場所は、○○○の道路沿いの農地です。  
賃6番は○○さん、賃7番は○さん、受け手の○○○○さんと再度賃貸借  
をするものです。価格は、10a当たり2千5百円で同じ価格で賃貸借  
することになりました。皆さんご承知のとおり、沢も狭いということで  
近くには植林をしているところもあり、10年の期間は無理かなという  
ことです。以上です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、賃6番・7番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、賃6番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃7番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。



議 長 諮問第1号 賃12番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
9番 岡和田 委員。

岡和田委員 ○○○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月15日に役場  
会議室で開かれて、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。  
賃12番、出し手の○○○○さんにつきましては、賃貸借期間満了による  
再処分です。受け手の○○○○さんにつきましては、酪農家で継続して  
賃借するということです。場所は、○○○○の東側と西側の2か所に分か  
れている。場所は、○○○○の近くで2か所に分かれています。周りに住宅  
地が迫っているところです。10a当たりの賃貸料が、5千円と決まって  
おります。よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、賃12番の質疑に入ります。

白井委員 場所の確認ですが、地図の大きく白いところが小学校でしょうか。

事務局長 図面の中央部、大きく白くなっているところが○○○○です。○○○通り  
側の○○○番3は、東側の土地になります。○○○番1は、○○○○の  
プールの前あたりです。賃12と書いてあるところは、山になっていて  
神社があるところです。

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、賃12番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6の審議に入る前に、審議の進め方について事務局に説明させます。

事務局長 日程の説明をいたします。日程第6 諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件でございますが、所15番から進める予定でございましたが、この案件については青地代理が到着後おこなうことにいたします。所9番、18番、賃4番の順に進めていきますのでご了承願います。審議の進め方ですが、諮問内容の全体を事務局から説明後に質疑、審議を進めていただきたいと思います。今回は、議事参与に係る委員の方がおられます。個別に該当する委員の方が、退席した後に諮問の内容を説明し、審議を行い、採決後入室いただき、次に該当する委員が退席後に諮問内容を説明するという形で進めさせていただきたいと思います。

議 長 日程第6 諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。  
「議事参与の制限」の規定がありますので、議事に関する委員に退席を求め、審議を進めてまいります。  
事務局に冒頭の提案理由を朗読させ、農用地利用集積計画の審議内容については、議事に関する委員が退席後に事務局より個別に説明させます。

「事務局」

事務局 諮問第2号について、〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合外3組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権3件、賃貸借権1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。  
平成24年3月7日提出 上富良野町長 向山 富夫。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。  
審議の資料として、調査書をご覧ください。

議 長 諮問第2号所15番については、青地職務代理の到着後に審議を行います。農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により〇番〇〇委員の退席を求めます

(〇〇委員 退席)

議 長 事務局より、諮問第2号 所9番、所18番の説明をいたします。  
「事務局」

事務局 所9番、所18番について、ご説明いたします。  
以下、諮問第2号 所9番、所18番の審議内容を朗読いたします。

議 長 所9番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
事務局長。

事務局長 ○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月6日に○○○○○○○  
で開かれ、売買の利用集積が成立いたしました。  
所9番、出し手の○○○○○さんから高齢による規模縮小で出された案件  
です。受け手の○○○○○さんは、経営規模の拡大で取得するものです。  
所在地は、東○線と東○線の間で北○○号道路沿いにあります。○○貯水  
池の近くにある土地です。周辺の土地は、既に○○さんが所有している  
農地です。価格は、10a当たり17万5千円で成立いたしました。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所9番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所9番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 所18番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
9番 岡和田 委員。

岡和田委員 ○○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月24日に役場  
会議室で開かれ、売買の利用集積が成立いたしました。  
所18番、出し手の○○○○さんは高齢による規模縮小ということです。  
受け手の○○○○さんにつきましては、経営規模の拡大ということです。  
場所は、東○線北○○号道路沿いで、隣接地は○○○○さん所有地です。  
価格は、10a当たり12万円で成立いたしました。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所18番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所18番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
○番 ○○委員の退席を解きます。

(○○委員 着席)

議 長 農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により  
○番 ○○委員の退席を求めます。  
(○○委員 退席)

議 長 事務局より、諮問第2号 賃4番の説明をいたします。  
「事務局」

事務局 賃4番について、ご説明いたします。  
以下、諮問第2号 賃4番の審議内容を朗読いたします。

議 長 賃4番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 ○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が2月7日に役場  
会議室開かれ、賃貸借の利用集積が成立いたしました。  
賃4番、出し手は○○○○さんでございます。賃貸借期間満了による  
再処分ということで、○○○○さんが受けられました賃貸の継続です。  
所在地は、○○○道路沿いと○○○の高台ということでございます。  
価格は、10a当たり5千円です。以上です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、賃4番の質疑に入ります。  
「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、賃4番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。  
○番 ○○委員の退席を解きます。

(○○委員 着席)

(日程第6諮問第2号所15番は、青地職務代理が日程第7議案第1号の審議中に到着したの  
で、議案第1号が終了後に審議を行った。)

議 長 日程第7 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ ほか5件について審議を求めます。平成24年2月9日提出  
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
7番 井村昭次 委員。

井村昭次委員 7番 井村です。1番について、補足説明をいたします。  
両者の関係ですが、○○○○さんと○○○○さんは、親子関係です。経営を移譲のため、使用貸借を結ぶものです。所在地は、○○自宅周辺と○○地区にある。耕作の予定は、小麦、小豆、ビート、馬鈴薯などの作物と草地です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、1番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号2番、3番、4番について提案に関する補足説明をお願いします。  
11番 富田 委員。

富田委員 11番 富田です。2番、3番、4番について、補足説明をいたします。2番ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係にございます。経営を移譲のため、使用貸借を結ぶということでございます。土地の所在地は、自宅周辺、〇〇・〇〇地区の数か所に亘ってございます。耕作の予定は、小麦、馬鈴薯、ビート、豆類などを作付予定しています。続いて3番ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが、賃貸借をしていた農地を〇〇さんが経営移譲をするということで、〇〇〇〇さんが継続して借りるものでございます。所在地は、〇〇〇センター前の〇〇挟んであります、〇〇さんの自宅周辺と〇〇〇〇〇〇〇〇の近くにありまして2か所でありまして。耕作の予定は、小麦、馬鈴薯、ビート、豆類などを作る予定でございます。続きまして、4番でございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが、賃貸借をしていた農地を経営移譲によりまして、〇〇〇〇さんが継続して借りるものでございます。所在地は、町の方から行きますと〇〇〇〇〇〇を過ぎて、〇〇方面の道路に入りましてJR富良野線の北〇〇号踏切を超えた右側にあります、〇〇さんの自宅周辺ということでございます。耕作の予定は、小麦、ビート、豆類などを予定しております。慎重審議のうへ、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、2番、3番、4番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました

議 長 つづいて、3番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、4番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号5番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 6番 井村です。5番について、補足説明をいたします。  
両者の関係ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子です。経営移譲のため、使用貸借を結ぶことになりました。所在地は、東〇線北〇〇号の自宅周辺と〇〇〇〇地区に数か所あります。耕作の予定ですが、小麦、小豆、ビート、馬鈴薯などの作物と草地です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、5番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、5番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。



議 長 議案第1号6番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
1番 長谷川 委員。

長谷川委員 1番 長谷川です。6番について、補足説明をいたします。  
出し手の〇〇〇〇さんは、離農して賃貸借をしていました。受け手の  
〇〇さんは、〇〇〇で両親とレストラン『〇〇〇〇〇〇』を経営して  
います。〇〇さんは農地を〇〇さんから買い、新規就農となります。  
農地の所在地は、『〇〇〇〇〇〇』から〇〇方面に700mくらい  
行ったところで、元の〇〇さんの住宅の裏になります。耕作の予定は、  
ブルーベリーなどの果樹栽培を行い、成育後は、果実の販売とジャム  
の製造販売を行うと聞いています。  
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、6番の質疑に入ります。

一色委員 〇〇さんの年齢は、いくつくらいですか。

事務局 42歳です。

一色委員 将来に向けて農業をやりたいということですか。

事務局 ベルーベリーなどの、ベリー類を栽培すると聞いています。親類の方が、  
ベリー類を作っているのので、その方に指導を受けて栽培したいということ  
です。  
新規就農の補助制度等に、該当するものではありません。

青地代理 新規就農の制度になぜ該当しないのですか。

事務局 研修等を助成の項目に合致しないため、新規就農補助制度の対象となる  
項目がありませんでした。  
この農地は、〇さんが牧草を耕作していた農地で、中山間地域補助制度の  
対象地となっている農地です。制度の内容については、本人に対して産業  
振興課の担当者から説明しています。ブルーベリーなどを、現状のまま  
作付するので、補助制度に影響はないということです。

議 長

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、6番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 諮問第2号 所15番についての審議を行います。  
農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定及び同法  
第5条に基づき青地職務代理を議長とし、議事を進めます。

青地代理 農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により  
〇〇番 〇〇委員の退席を求めます。  
(〇〇委員退席)  
事務局より、諮問第2号 所15番の説明をいたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号 所15番について、ご説明いたします。  
以下、諮問第2号 所15番の審議内容を朗読いたします。

青地代理 所15番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
7番 井村昭次 委員。

井村昭次委員 所15番について、補足説明いたします。〇〇地区農用地利用改善  
事業実施組合の会議が2月14日に役場会議室開かれ、売買1件の利用  
集積が成立いたしました。出し手の〇〇〇〇さん、離農して賃貸していま  
した。受け手の〇〇〇さん、借りていた農地を取得するということで  
す。所在地につきましては、西〇〇線と西〇〇線の間で北〇〇号西道路沿  
いにあります。価格は、田については10a当たり8万円、畑については  
10a当たり6万円となっています。

青地代理 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、所15番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

青地代理 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、所15番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

青地代理 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
〇〇番 〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

議 長 日程第8 議案第2号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第2号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による転用申請のあった土地所有者 ○○○○、転用計画者 ○○○○○○○○ ○○○○ 会長 ○○○○ について審議を求めます。  
平成24年3月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してごさいます。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

農業振興地域外の農地で、その他の2種農地と判断されます。  
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してごさいます。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号について、提案に関する補足説明をお願いいたします。  
1番 長谷川 委員

長谷川委員 1番、長谷川です。議案第2号について補足説明いたします。  
土地所有者の○○○○さんは、離農しています。  
申請地は、○○○「○○○○○○○○」の向かいで国道沿いの農地です。  
転用後は、休憩施設、花壇、遊歩道などを設置しますが、アスファルト舗装などはしないで整備することと聞いています。  
慎重審議のうえ、お認めくださいますようよろしくお願ひいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

青地委員 エントランスゾーンとはどういうことですか。

事務局 入り口、ということでしょうか。

青地委員 上富良野の観光の入り口ということでしょうか。

岡和田委員 先程の、ベリー類を作る畑とは離れているのですか。

長谷川委員 ○○○○○○○から、すぐ隣の旭川よりの農地となります。  
○○○○がもつところが、○○○○○○○○すぐ隣となりということですか。

事務局

図面で説明いたします。

(資料として配布した図面で、位置関係を説明した。)

富田委員

賃貸借期間5年ということですか。5年しか許可にならないのですか。

事務局

許可の期間ということではなく、申請者の申出によるものです。

議長

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第3号「上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の制定について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第3号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の制定について、審議を求める。  
平成24年3月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
「議案第3号朗読」

要領の条文は、前回までの協議会で審議いただきました「上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領（案）」を審議資料として添付してございます。資料により、要旨を説明いたします。

議 長 これをもって、提案に関する説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第9回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告3件、諮問2件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時47分

上記第9回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年3月7日

上富良野町農業委員会 中瀬 実 (印)

上富良野町農業委員 白井 一宏 (印)

上富良野町農業委員 一色 悟 (印)